

検証意見書

SGS

2025年12月18日
意見書番号：SGS25/059-1

株式会社デンソー
愛知県刈谷市昭和町1-1
代表取締役社長
林 新之助 様

検証目的

SGSジャパン株式会社（以下、当社）は、株式会社デンソー（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHG等に関するステートメント）について、検証基準（ISO14064-3:2019及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関するステートメントについて、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。GHG等に関するステートメントの作成及び公正な報告の責任は組織にある。

検証範囲

検証対象は、Scope3である。
対象期間は2024年4月1日～2025年3月31日である。
詳細な検証対象範囲は別紙参照。

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：本社での検証対象範囲に対する質問

判断基準は、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン Ver.2.7、サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース Ver.3.5、産業連関表による環境負荷原単位データブック(2015)、GLEC Framework Ver.3.1及び組織が定めた手順を用いた。

結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関するステートメントが、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。
なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパーク ノーススクエア I
ビジネス アシユアランス
認証・認定統括責任者

竹内 裕二



1 / 2

本書面は、SGSジャパン株式会社によってwww.sgs.com/terms_and_conditions.htmで参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービスの一般条件」に規定されている責任の制限と補償に関する条項および管轄に関する条項等に従います。この書面に記載された内容は検証を行った時点におけるまた適用される場合は組織の指示の範囲内における確認内容を示しています。組織およびこの書面に関するSGSジャパン株式会社の責務は取引文書におけるすべての権利および義務の遂行から、免除させるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり違反した場合には法令に基づくあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。

別紙

2025年12月18日
意見書番号：SGS25/059-1

検証対象範囲の詳細

検証対象	検証範囲	GHG等に関するステートメント
1 Scope 3 (カテゴリー1)	組織の連結対象範囲	9,629,845 t-CO ₂ * ¹
2 Scope 3 (カテゴリー2)	組織の連結対象範囲	1,964,816 t-CO ₂
3 Scope 3 (カテゴリー3)	組織の連結対象範囲	349,631 t-CO ₂
4 Scope 3 (カテゴリー4)	組織の連結対象範囲 ※国内グループ会社における出荷物流は 25社に限る	670,777 t-CO ₂
5 Scope 3 (カテゴリー5)	組織の連結対象範囲	57,754 t-CO ₂ * ²
6 Scope 3 (カテゴリー6)	組織の連結対象範囲	23,622 t-CO ₂
7 Scope 3 (カテゴリー7)	組織の連結対象範囲	79,246 t-CO ₂
8 Scope 3 (カテゴリー11)	組織の連結対象範囲 ※車載事業に限る	20,781,576 t-CO ₂

*1：一次データとしてサプライヤーの Scope1、Scope2、Scope3 カテゴリー1 排出量を合計し、サプライヤーの売上高のうちデンソーグループ向け売上高の割合を乗じることで算出する。

*2：海外グループ会社は、組織の実績から事業グループごとに従業員数当たりの原単位を作成し、各社の従業員数を乗じることで算出する。